

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称であり、健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上となった場合は、早期健全化計画を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のうち将来負担比率をのぞく3つの比率が財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を策定し、財政再生に取り組まなければなりません。

実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計及びパートタイマー等退職金共済特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表し、次の算式により算出します。この比率により、**フロー面から一般会計等の財政状況(悪化度合い)を判断**します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額：繰上充用額（実質収支の赤字額）＋支払繰延額＋事業繰越額

標準財政規模：その地方公共団体が、通常な状況であれば、その年度に収入が見込まれる一般財源の規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

連結実質赤字比率

財産区財産特別会計を除く全ての会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表し、次の算式により算出します。この比率により、**フロー面から市全体の財政状況(悪化度合い)を判断**します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：公営企業会計（本市の場合、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計）以外の会計の実質赤字額と公営企業会計の資金不足額の合計額から、公営企業会計以外の会計の実質赤字額と公営企業会計の資金剰余額の合計額を控除した額

実質公債費比率

一般会計等にかかる元利償還金と準元利償還金の合計額の標準財政規模を基本とする額に対する割合を表し、次の算式により算出します。公債費は、過去の借金に起因する経費であり、財政状況に応じて削減することが困難であることから、多額の公債費は財政状況の硬直化を招きます。そのため、この比率により、**公債費に特化して、フロー面から一般会計等の財政状況を判断**します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額）}}{\text{（3カ年平均）標準財政規模－元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額}}$$

準元利償還金：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや一般会計から公営企業会計への繰出金のうち公営企業会計にかかる元利償還金の財源となったもの

元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額：元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税算定の際、基準財政需要額に算入された額（普通交付税で財源保障された額）

将来負担比率

地方債現在高、退職手当支給予定額や債務負担行為に基づく支出予定額などの合計額の標準財政規模を基本とする額に対する割合を表し、次の算式により算出します。地方債現在高だけではなく負債に準ずるものを広く捉え、**ストック面から一般会計等の財政状況(将来財政を圧迫する可能性)を判断**します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} + \text{かかる基準財政需要額算入額}}$$

将来負担額：
ア. 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
イ. 債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）
ウ. 加入している組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
エ. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
オ. 一般会計等で負担する退職手当支給予定額
カ. 土地開発公社など市が出資している法人の負債の額のうち一般会計等の負担見込額
キ. 連結実質赤字額
ク. 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：アからクまでの償還額等に充てることのできる基金の前年度末現在高

資金不足比率

公営企業会計（本市の場合、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計が該当）ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を表し、次の算式により算出します。この比率により、**公営企業会計ごとの経営状況(悪化の度合い)を判断**します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：（流動負債＋建設改良費等以外に充当した地方債現在高－流動資産）
－ 解消可能資金不足額（水道事業会計の場合）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外に充当した地方債現在高）
－ 解消可能資金不足額（公共下水道事業特別会計の場合）

・解消可能資金不足額
事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

事業の規模： 営業収益の額 － 受託工事収益の額（水道事業会計の場合）

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額
（公共下水道事業特別会計の場合）